

◇ 「下請取引適正化対策」って何？

Q : 下請取引適正化対策が実施されているようですが、これはどういうものですか。

A : 下請代金の支払遅延や買ったときなど親事業者から下請事業者への不当なしわ寄せを禁止するとともに、その実態調査のため立入検査などを実施するというものです。

【解説】

昨今の厳しい経営環境のもと、下請事業者への不当なしわ寄せが行われる事案が増えているようです。そこで中小企業庁から平成14年11月29日付で親事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法を厳守することを強く要請する通達が出されました。その内容は、次のようになっています。

- ① 下請代金は物品等の受領から60日以内に支払わなければならない。60日を経過した日からは年14.6%の遅延利息を支払わなければならない。
- ② 下請代金の減額、買ったとき、不当な返品、購入強制、割引困難な長期手形の交付をしてはならない。また、下請事業者が中小企業庁や公正取引委員会に訴えたことに対する報復措置をしてはならない。
- ③ 以上に違反するときは公正取引委員会が改善を勧告し、勧告に従わないときは社名を公表することもある。
- ④ 実態調査のため立入検査や書面審査を実施する。検査を拒否すると罰則がある。

なお、各地の経済産業局や公正取引委員会には、下請事業者のための相談窓口が設けられています。

